

平成 25 年 9 月定例会（平成 25 年 9 月 27 日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

9月27日(金)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明	7
	○企業団行政に対する一般質問	11
	○企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決	14
	○企業長提出第6号議案の質疑	16
	○決算特別委員会の設置及び付託	16
	○決算特別委員の選任	16
	○諸般の報告	17
	○議事日程の追加	17
	○第6号議案の決算特別委員会継続審査	18
	○特定事件の議会運営委員会付託	18
	○閉 議	18
	○企業長の挨拶	18
	○閉 会	19
署名議員		21
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		23

水企告示第39号

平成25年9月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月20日

越谷・松伏水道企業団
企業長 福 岡 章

1 期 日 平成25年9月27日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成25年9月定例会 会期9月27日 1日間

応招議員 15名

1番	金	井	直	樹	議員	2番	大	野	保	司	議員
3番	堀	越	利	雄	議員	4番	渡	辺	忠	夫	議員
5番	服	部	正	一	議員	6番	畑	谷		茂	議員
7番	守	屋		亨	議員	8番	橋	本	哲	寿	議員
9番	辻		浩	司	議員	10番	高	橋	昭	男	議員
11番	伊	藤		治	議員	12番	岡	野	英	美	議員
13番	松	島	孝	夫	議員	14番	中	村	讓	二	議員
15番	檜	村	紀	元	議員						

不応招議員 なし

9 月 定 例 会

第 1 日

9月定例会 第1日

平成25年9月27日（金曜日）

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 7 企業団行政に対する一般質問
- 8 企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決
- 9 企業長提出第6号議案の質疑
- 10 決算特別委員会の設置及び付託
- 11 決算特別委員の選任
- 12 諸般の報告
- 13 第6号議案の決算特別委員会継続審査
- 14 特定事件の議会運営委員会付託
- 15 閉 議
- 16 閉 会

(開議 午前10時13分)

出席議員 15名

1番	金井直樹	議員	2番	大野保司	議員
3番	堀越利雄	議員	4番	渡辺忠夫	議員
5番	服部正一	議員	6番	畑谷茂	議員
7番	守屋亨	議員	8番	橋本哲寿	議員
9番	辻浩司	議員	10番	高橋昭男	議員
11番	伊藤治	議員	12番	岡野英美	議員
13番	松島孝夫	議員	14番	中村讓二	議員
15番	檜村紀元	議員			

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福岡章	企業長
須田尚治	局長
落合茂樹	次長兼 施設課長
石垣利一	副参事兼 配水管理課長
野呂一穂	お客さま課長
豊島政男	配水管理課主幹
小川泰弘	総務課副主幹

参与として出席した者の職氏名

高橋努	越谷市長
会田重雄	松伏町長

書記

西川雄二	総務課 庶務係長
後藤路子	総務課 庶務係査
蒔雄司	総務課 庶務係査

10時13分 開 会

◎開会の宣告

- （金井直樹議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから平成25年9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （金井直樹議長） この際、諸般の報告をいたします。

△資金不足比率の報告

- （金井直樹議長） 企業長から平成24年度資金不足比率報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△業務概況の報告

- （金井直樹議長） 次に、平成25年4月から平成25年7月までの業務概況報告を参考までにお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （金井直樹議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （金井直樹議長） 次に、説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （金井直樹議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課庶務係長に朗読させます。

〔総務課庶務係長朗読〕

- （西川雄二総務課庶務係長） 朗読いたします。

平成25年9月20日

越谷・松伏水道企業団議会
議長 金井直樹様

越谷・松伏水道企業団
企業長 福岡章

平成25年9月定例会に付議する議案の送付について

標記について、9月27日招集に係る平成25年9月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議案目録

- 1、専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団企業長の給料の特例に関する条例）
 - 1、平成24年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果の報告

- （金井直樹議長） 次に、去る6月定例会において、議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （金井直樹議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から3番堀越利雄議員、4番渡辺忠夫議員、5番服部正一議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （金井直樹議長） 次に、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

○（金井直樹議長） 次に、企業長提出第5号議案及び第6号議案の2件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） おはようございます。本日、9月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、「専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団企業長の給料の特例に関する条例）」を初め、2件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につきまして順次ご説明させていただきます。

まず、第5号議案について、本議案は、越谷・松伏水道企業団特別職報酬等審議会の答申を尊重し、給料を減額するものでございます。

内容でございますが、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間の給料月額につきまして、15%を減額するもので、平成25年9月1日から施行するものでございます。

なお、本条例につきましては、9月1日前までに議会の議決を経て公布される必要がございましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、承認を賜りたく提案するものでございます。

次に、第6号議案について、本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

平成24年度の水道事業につきましては、「水道事業基本計画」に基づき、計画に掲げる事業の推進を図ってまいりました。

安全な水を安定して供給するために、災害に強い施設を目指し、平成24年度から3カ年の継続事業として実施する築比地浄水場耐震補強及び設備整備事業に着手するとともに、老朽化した配水管を耐震性を有する配水管へと布設替えを進めました。また、水資源の損失を防止するため、越谷市北部及び松伏町全域における漏水調査とその結果に基づく速やかな修繕を行いました。

水質管理につきましては、「越谷・松伏水道企業団水質検査計画」に基づき各種検査を実施するとともに、水道水中の放射性物質の検査を継続実施しております。放射性物質の検査結果につきましては、ホームページで情報提供しておりますが、基準値を超える放射性物質は一度も検出されて

おりません。

また、給水サービスの向上のため、道路内にふくそうする給水管を布設替えし、給水不良の発生を防止するとともに、各種イベントや出前講座、自治会が主催する防災訓練への参加などを通し、お客様の水道事業に対する理解と信頼性の向上に努めました。

さらに、持続可能な水道事業経営のため、水需要が長期的に減少傾向にある中、給水収益の確保はもとより、経費の縮減や公的資金補償金免除繰上償還制度を活用して、利率の高い企業債の繰上償還を実施し、将来の負担を軽減するなど、経営基盤の強化に努めてまいりました。

平成24年度の業務概況について申し上げますと、年間総配水量は節水意識の高まりと節水型機器の普及に加え、昨年5月に発生した利根川水系ホルムアルデヒド水質汚染事故や夏季の渇水による節水の呼びかけなどの影響もあり、3,888万5,713立方メートル、前年度に対し54万7,927立方メートル、率にして1.39%の減少となりました。これに伴い、収入においては給水収益が前年度に比べ0.66%減少しました。

一方、支出においては、職員の新陳代謝による人件費の縮減や企業債の繰上償還による支払利息の低減などにより、費用が減少したことから、損益収支では消費税抜きで6億3,489万6,627円の純利益を計上することができました。

それでは、お手元の決算書に基づきましてご説明申し上げます。4ページの平成24年度越谷・松伏水道企業団水道事業決算報告書をごらんいただきたいと存じます。なお、金額につきましては、消費税込みの額でございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

初めに、「収益的収入及び支出」のうち収入について申し上げます。第1款水道事業収益の決算額は72億7,910万1,306円で、予算額に対して4,410万1,306円の増であり、100.61%の執行率でございます。

第1項営業収益につきましては、71億9,036万7,885円で、主たるものは給水収益でございます。

第2項営業外収益につきましては、8,514万1,031円で、受取利息及び配当金、他会計補助金及び雑収益でございます。

第3項特別利益につきましては、359万2,390円で、旧北部浄水場第4水源跡地に係る固定資産売却益及び消滅時効が成立した還付金である過年度損益修正益でございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用の決算額は、65億8,972万2,398円、予算額に対して不用額は2億527万7,602円で、執行率は96.98%でございます。

第1項営業費用につきましては、58億3,728万5,975円で、県水受水費や料金徴収などに係る費用と減価償却費などがございます。

第2項営業外費用につきましては、7億1,003万7,631円で、企業債支払利息や消費税納付額などがございます。

第3項特別損失につきましては、4,239万8,792円で、水道料金の不納欠損や固定資産撤去費など

でございます。

続きまして、6ページの「資本的収入及び支出」についてご説明申し上げます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入の決算額は、9億8,364万4,647円で、予算額に対して1億7,364万4,647円の増であり、121.44%の執行率でございます。

第1項企業債につきましては、築比地浄水場耐震補強工事に係る借り入れで7,000万円でございます。

第2項分担金につきましては、加入者分担金で6億4,989万7,500円でございます。

第3項補助金につきましては、築比地浄水場耐震補強工事等に係る国庫補助金で560万円でございます。

第4項工事負担金につきましては、受託工事に係る負担金で2億5,792万636円でございます。

第5項固定資産売却代金につきましては、旧北部浄水場第4水源跡地売却に係る土地取得原価で22万6,511円でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は33億7,756万7,691円、予算額に対して不用額は9,324万5,309円で、執行率は97.09%でございます。

なお、平成24年度から継続費で実施している築比地浄水場耐震補強関連事業につきましては、803万5,000円を継続費逐次繰越といたしました。

第1項建設改良費につきましては、19億1,540万9,000円で、老朽管布設替工事や築比地浄水場耐震補強関連事業などがございます。

第2項企業債償還金につきましては、14億6,215万8,691円でございます。

第3項国庫補助返還金につきましては、平成24年度における支出はございませんでした。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額23億9,392万3,044円は、減債積立金5億8,865万6,039円、過年度損益勘定留保資金17億5,413万1,033円及び当年度消費税資本的収支調整額5,113万5,972円で補填いたしました。

続きまして、8ページの損益計算書についてご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、37ページ以降の平成24年度収益費用明細書をあわせてご参照いただきたいと存じます。

なお、損益計算書につきましては、消費税抜きの金額でございます。

初めに、「1 営業収益」の(1)給水収益につきましては、65億7,493万1,239円で、前年度に比べ4,388万867円、率にして0.66%の減少となっております。

(2)その他営業収益につきましては、2億7,577万4,786円で、公共下水道使用料徴収事務費負担金などがございます。

これら営業収益の合計は、68億5,070万6,025円となり、前年度比0.38%の減少でございます。

次に、「2 営業費用」でございますが、内訳を申し上げますと、(1)原水及び浄水費につきまし

ては、26億5,064万4,980円で、県水受水費が主なものでございます。

(2) 配水及び給水費につきましては、4億4,162万9,496円で、漏水修繕や舗装復旧などの委託料が主なものでございます。

(3) 業務費につきましては、5億3,248万7,740円で、営業業務関係職員の人件費、上下水道料金の検針や量水器の検満交換などに係る委託料などが主なものでございます。

(4) 総係費につきましては、3億3,447万2,921円で、総務関係職員等の人件費、企業会計システムや庁舎管理等の委託料などが主なものでございます。

(5) 減価償却費につきましては、建物や配水管などの構築物、さらには機械や量水器などに係るもので16億6,071万4,066円でございます。

(6) 資産減耗費は、撤去した配水管や量水器などの固定資産に係る除却費用で6,262万8,174円でございます。

以上、営業費用の合計は、56億8,257万7,377円となり、前年度比0.12%の減少でございます。

これによりまして、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、11億6,812万8,648円となりました。

次に、「3 営業外収益」でございますが、(1) 受取利息及び配当金3,176万4,325円につきましては、預金及び有価証券の受取利息でございます。

(2) 他会計補助金517万円につきましては、該当職員に支給する子ども手当等に係る構成市町からの負担金でございます。

(3) 雑収益4,785万560円につきましては、過年度水道料金、資材倉庫貸付料や旧大袋浄水場物件移転補償金などがございます。

以上、営業外収益の合計は、8,478万4,885円となり、前年度比65.78%の増加でございます。

次に、「4 営業外費用」の(1) 支払利息及び企業債取扱諸費5億7,878万7,162円につきましては、企業債の償還に係る支払利息でございます。

(2) 雑支出237万3,304円につきましては、災害用備蓄材料費でございます。

以上、営業外費用の合計は、5億8,116万466円となり、前年度比6.22%の減少でございます。

これらにより、経常利益は、6億7,175万3,067円となりました。

次に、「5 特別利益」352万3,872円につきましては、旧北部浄水場第4水源跡地に係る固定資産売却益及び消滅時効が成立した還付金である過年度損益修正益でございます。

次に、「6 特別損失」4,038万312円につきましては、水道料金の不納欠損などによる過年度損益修正損及び旧大袋浄水場施設の解体撤去に係る固定資産撤去費でございます。

よって、当年度純利益は、経常利益6億7,175万3,067円に特別利益352万3,872円を加えたものから、特別損失4,038万312円を差し引いた額6億3,489万6,627円となります。前年度繰越利益剰余金はございませんので、この6億3,489万6,627円が当年度未処分利益剰余金となります。

なお、14ページの剰余金処分計算書に記載のとおり、この未処分利益剰余金につきましては、越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例第4条の規定に基づき、企業債の償還に充てるための減債積立金へ積み立てさせていただきました。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （金井直樹議長） この際、暫時休憩いたします。

10時33分 休憩

10時45分 再開

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （金井直樹議長） これより、企業団行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者及び答弁指定者につきましては、あらかじめ一般質問通告一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

発言順に従いまして、順次質問を許します。

7番、守屋亨議員、企業団行政に対する1件の質問事項について、発言を許します。

登壇して発言願います。

〔7番 守屋 亨議員登壇〕

- 7番（守屋 亨議員） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、9月2日に発生しました竜巻災害の被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を祈るとともに、議員としてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

さて、災害時における応急給水対策について、次の3つの観点から質問をいたします。災害は、いつ、いかなる場所で、どんな規模で起きるかわかりません。首都直下型地震の発生は、この30年間に高い確率で発生するだろうと、専門家は指摘しております。

そこで、1点目として、災害時に被災住民が集まる避難所に消火栓を給水に利用できるように取り組むことができないものか提案をいたします。災害時に避難所の水道が使えなくなった場合、これまで被災者の飲料水や生活用水は備蓄のペットボトル水で賄うか、越谷災害用飲料水基地から地

下水をくみ上げた貯水槽の水を給水車で避難場所に届けるか、避難場所に23基設置されている耐震型緊急用貯水槽から併設されている手動ポンプを使って給水することになると思われます。しかし、道路が寸断され、給水拠点でのアクセスや車両による給水が難しい事態に陥ったり、体の不自由な方や高齢者らが自宅で避難を余儀なくされる場合も想定されます。一般に、火災時の消火活動用に路面等に設置されている消火栓ですが、水道事業統計年報によれば、これ、お配りされたものですが、これによると越谷市と松伏町で5,748カ所の消火栓がありますが、ここにスタンドパイプと言われる器具を差し込み、吸水用のスタンドを組み立てることで飲料水を確保することができます。住民に身近な小中学校などの避難所で活用できれば、災害時における水の確保が容易になると思います。水道管の破損がない限り状況に応じて身近な場所で給水できるのが特徴です。

東京都目黒区や日野市では、スタンドパイプを取りつけた消火栓を活用した応急給水訓練を実施しております。横浜市では、試行的に運用する中で課題などを探る方針だと伺っております。ご検討されてはいかがでしょうか、企業長の見解を伺います。

2点目の観点は、いざというときの運用に当たっては、職員だけでは足りないと思いますので、地域の自主防災組織の協力が欠かせないと思われます。自治会などに応急給水装置の保管や使用を委ね、実地訓練などを通して検証してみたいはいかがでしょうか、企業長の見解を伺います。

最後に、市町の危機管理課や消防などと連携し、適切に運用するためのルールづくりを進めていくべきだと考えますけれども、企業長の見解を伺います。

質問は、以上で終わります。

○（金井直樹議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、ただいまの守屋議員さんのご質問にお答えいたします。

災害時における応急給水対策についてのお尋ねでございますが、関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

大規模災害時において、命を守るために欠かすことのできない水をいち早く供給することは、当企業にとって非常に重要な責務であると認識しているところでございます。災害時における応急給水活動につきましては、当企業団の「災害対策実施計画」及び越谷市と松伏町の「地域防災計画」に基づき、連携して実施することになりますが、災害の規模や被災状況により、その対応は大きく変わります。今後、高い確率で発生するであろうと言われている首都直下型地震のような大規模災害では、管路等の水道施設が損傷し、給水区域のほとんどが給水不能地域となってしまうおそれがあります。発災後の初期段階におきましては、耐震型緊急用貯水槽による「拠点応急給水」と病院を初め応急給水が急務であると考えられる重要拠点施設や避難場所などへの給水車による「運搬給水」を実施することとなります。耐震型緊急用貯水槽は、給水区域の避難所あるいは避難場所等に合計23基設置しております。この貯水槽は、配水管と直結して平常時には水道水が循環している仕

組みでございまして、一たび大きな災害が発生し、配水場からの送水がとまったり、配水管が破断するなど0.1メガパスカル以下の水圧となった場合に、緊急遮断弁が作動し、1基当たり100立方メートルの水が内部に貯水されるものでございます。

災害時には、1人1日3リットルの飲料水が必要とされておりますので、この貯水槽で延べ約76万6,000人分の飲料水が賄えることとなります。また、現在当企業団は3台の給水車を所有しておりますが、5カ所の浄・配水場に貯水されている水道水を活用して給水することとなります。

必要量の水を確保できない場合は、さきの東日本大震災においても実践されたように、全国の水道事業者が加盟する公益社団法人日本水道協会の規定や全国水道企業団協議会の災害時相互応援に関する協定に基づき、全国の水道事業者から給水車を派遣いただくなどの体制が整えられております。

初期応急給水活動と並行して、浄・配水場や配水管等の水道施設の被災状況を迅速に把握し、速やかに施設の復旧も進めていかなければなりません。お尋ねの消火栓を利用した給水は、管路の復旧が進み、配水管に送水可能な状態となって初めてその効果を発揮できるものであり、その段階では多くの公共施設や一般家庭においても給水が可能な状態となっていると考えられることから、その活用は限定的な災害には効果があると考えます。

例えば、災害の区域が特定のエリアだけで断水している場合、また、さきの竜巻被害のような水道施設に影響がなくても、停電を余儀なくされ、そのため高層マンションなどで加圧ポンプが作動せず、多くの住民が水道水を使用できない場合に、給水車では対応が困難なほど継続的需要があるときには有効であると考えます。

現在、当企業団では、組み立て式のマルチ給水栓を保有しておりますが、幸いにして今まで使用した実績はございません。

埼玉県では、災害などに大口徑で破損しにくい県営水道の送水管の空気弁を利用して、給水栓を接続し、応急給水拠点として市町村の水道事業をバックアップできるようにするための「応急給水サテライト化」を目指し、現在開会中の9月定例会に補正予算を計上し、提案していると伺っております。運用方法等についての詳細はまだ示されておりましたが、当企業団もこの計画に参加させていただくべくおおむね1キロメートル圏内をカバーする耐震型緊急用貯水槽のエリアから外れ、かつ県の送水管が通っている箇所を選定し、対応したく協議をさせていただくこととしております。

消火栓を利用した応急給水も、災害の状況によっては有効と考えますが、消火栓は消火活動に資することが第一義であり、優先すべきものであることから、その活用については慎重にならざるを得ません。管路に損傷があると水圧の関係から給水ができないこと、逆に水圧がかかっている場合は設置に危険を伴うこと、復旧の際、濁水の影響があること、さらには多くの場所で給水を行うと水道管の水圧がかわってしまい、水の出が悪くなることなどから、水道関係職員や消防職員以外の方の取り扱いが難しいものと考えます。

なお、災害発生時におきましては、限られた職員体制の中で数多くの給水拠点での給水活動や応急復旧活動などを迅速かつ的確に行っていく必要があることから、耐震型緊急用貯水槽の手動式ポンプにつきましては企業団職員等が設置を行い、その操作につきましては地域住民の皆様にご協力をいただきたいと存じます。

そのため、これまで構成団体である越谷市及び松伏町が実施いたします総合防災訓練や各自治会が実施する防災訓練に積極的に参加させていただき、地域住民の皆様に対し、職員が貯水槽の仕組みや手動式ポンプの操作方法を説明、指導するとともに、貯水槽概要パネルの展示を行うなど、その周知にも努めているところでございます。さらに、毎年開催する水道フェアや越谷市民まつり、松伏町民まつりなど、当企業団が参加する機会がある催し物や当企業団の広報紙である「水道だより」においても積極的に周知を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、万が一の大規模な災害が発生した場合、迅速かつ円滑に飲料水を確保し、市町民の皆様にご提供できるよう万全を期してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- （金井直樹議長） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） 以上で守屋亨議員の質問を終了いたします。

これにて企業団行政に対する一般質問を終結いたします。

◎企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決

- （金井直樹議長） 次に、企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決を行います。

第5号議案「専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団企業長の給料の特例に関する条例）」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、辻浩司議員。

- 9番（辻 浩司議員） 9番、辻でございます。質疑させていただきます。

企業長の給料を減額する必要が生じたとのことですが、その減額の必要性の理由についてお聞かせいただければと思います。

- （金井直樹議長） 企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） それでは、辻議員さんのご質問にお答えいたします。

私の給料を減額するその必要性ということでございますが、私の給料を増額あるいは減額する前提として、特別職報酬等審議会の意見を聞くものとするという規定になってございまして、今般構成市の越谷市、松伏町の一般職員、さらには特別職員の皆様も一連の減額措置を講じているという

状況を踏まえ、報酬等審議会に諮問させていただきました。こちらのほうでも、今般提案させていただきました私の給料を本年9月から平成26年3月までの間、15%減額することは妥当であるという答申をいただきましたので、その必要性を感じ、専決処分をし、その承認を求めることについて提案させていただいたということでございます。

なお、私ども水道企業団に今般の減額の理由である地方交付税が削減されたからという理由が該当するののかというふうな、いろいろな議論があろうかと思えます。私どもの職員は全員が越谷市からの派遣職員であります。その給料の決め方につきましては、公営企業職員でございますので、給与の種類、基準を条例でお決めいただいている。金額の決定については、労使の協定が前提となるということございまして、本件に先立ちまして、組合のほうとも交渉させていただきました。私どものほうは、交付税が交付されておらず減額になっていない、しかし構成市である松伏町、さらには越谷市の職員が減額をしているという状況を踏まえ、均衡を失しないような形をお願いをしたいということを申し上げてまいりました。これは、地方公務員法第14条、さらには第24条に規定されておりますように、給与の情勢適応の原則と根本基準があるわけでございます。国、あるいは他の地方公共団体等の給与を考慮して定めるという原則があるわけございまして、この点を組合のほうをお願いをし、ご了承いただいて、一般職員も同様に引き下げをいたしました。企業団を総括する責任者である私の給料を下げないということはありません。ということで判断をし、今般の提案をさせていただいたという経過がございます。ぜひご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

- （金井直樹議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） 以上で辻議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （金井直樹議長） この際、暫時休憩いたします。

11時02分 休憩

11時02分 再開

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （金井直樹議長） 挙手は全員であります。

したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第6号議案の質疑

- （金井直樹議長） 次に、企業長提出第6号議案の質疑を行います。

第6号議案「平成24年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び付託

- （金井直樹議長） お諮りいたします。

第6号議案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第6号議案については11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎決算特別委員の選任

- （金井直樹議長） 続いて、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任を行います。

決算特別委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条の規定により、

2番 大野保司 議員 3番 堀越利雄 議員

5番 服部正一 議員 6番 畑谷茂 議員

7番 守屋亨 議員 8番 橋本哲寿 議員

9番 辻浩司 議員 10番 高橋昭男 議員

11番 伊藤 治 議員 13番 松島 孝夫 議員
14番 中村 讓二 議員
以上、11人を指名いたします。

◎休憩の宣告

- （金井直樹議長） この際、暫時休憩いたします。

11時05分 休 憩

11時30分 再 開

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （金井直樹議長） この際、諸般の報告をいたします。

△決算特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （金井直樹議長） 休憩中に開催されました決算特別委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に中村讓二委員が、副委員長に堀越利雄委員が互選されました。

△決算特別委員会の閉会中の継続審査申し出の報告

- （金井直樹議長） 次に、決算特別委員長から第6号議案について閉会中の継続審査事項とされた旨の申し出がありましたので、報告いたします。

△特定事件の付託申し出の報告

- （金井直樹議長） 次に、議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （金井直樹議長） お諮りいたします。

この際、第6号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第6号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎第6号議案の決算特別委員会継続審査

- （金井直樹議長） これより、第6号議案の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

第6号議案については、決算特別委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査事項といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第6号議案については決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項とすることに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （金井直樹議長） 次に、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （金井直樹議長） 以上で、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （金井直樹議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） 議長のお許しをいただきましたので、9月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました第5号議案につきましては、慎重にご審議を賜り、原案

のとおりご決定いただき、まことにありがとうございました。

また、第6号議案の決算認定につきましては、閉会中の継続審査事項として審査を賜ることをご決定いただきましたが、何とぞ十分にご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

去る9月2日に発生した竜巻災害では、給水区域内にお住まいの多くの方々が被災されました。幸いにして、当企業団の水道施設に被害が及ぶことはございませんでしたが、いつ何どき発生するか予測困難な自然の脅威に対する備えとして、危機管理体制の重要性を痛感したところでございます。当企業団では、竜巻により住宅に損害を受けた水道使用者の方々に支援をしてまいる所存でございます。

また、水道水の最需要期を迎える夏季におきまして、少雨による渇水状況が続き、7月24日から利根川水系における取水制限が実施されました。9月18日に取水制限が全面解除となり、平常業務体制に戻ることができましたが、この間給水区域内の皆様には節水をお願いし、被害なく乗り切ることができました。ご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

今日の水道事業を取り巻く環境は大変厳しいものがございますが、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、私を初め職員が一丸となり、水道事業の運営に邁進してまいりますので、議員の皆様には今後とも限りないご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（金井直樹議長） これをもちまして、平成25年9月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 金 井 直 樹

議 員 堀 越 利 雄

議 員 渡 辺 忠 夫

議 員 服 部 正 一

参考資料

議 案

1 企業長提出議案の処理結果

◎ 企業長提出議案の処理結果

第 5 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（越谷・松伏水道企業団企業長の給料の特例に関する条例）

（原案可決）

第 6 号議案 平成 24 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について

（継続審査）